



<児童虐待対応>

警察・地域の施設・その他の相談機関等

緊急性なし・虐待が疑われる

- 繰り返されるケガや事故
- 必要な医療を受けさせない
- 不衛生な状態が続く
- 戸外へ放置
- 子どもの姿が確認できない
- 子どものケガの不自然な説明 など

(平日)8時30分～17時15分(17時15分以降は音声案内※¹)

(土・日・祝日) 音声案内 ※¹

社会福祉課 (家庭児童相談室)	中 区	053-457-2300
	東 区	053-424-0121
	西 区	053-597-1157
	南 区	053-425-1564
	北 区	053-523-2893
	浜北区	053-585-1677
	天竜区	053-922-0173

※¹ 各区守衛室の連絡先が音声案内されます。

なお、天竜区は直接守衛室につながります。

緊急性あり

- 子どもの生命に危険があるようなケガ (頭や顔のケガ、腹のケガ、窒息の危険など)
- 脱水症状や栄養不足のための衰弱
- 性的虐待が強く疑われる
- 子どもが保護を求めている
- 生命に危険があるような加害行為(乳児を強くゆする、投げる、逆さに吊る、首を絞めるなど)

浜松市児童相談所

053-457-2190

虐待通報電話

(24時間受付)

※命の危険性、緊急度の高いと思われる場合は、警察署(110番)へ通報して下さい!!